

帯広市介護予防・日常生活支援 総合事業

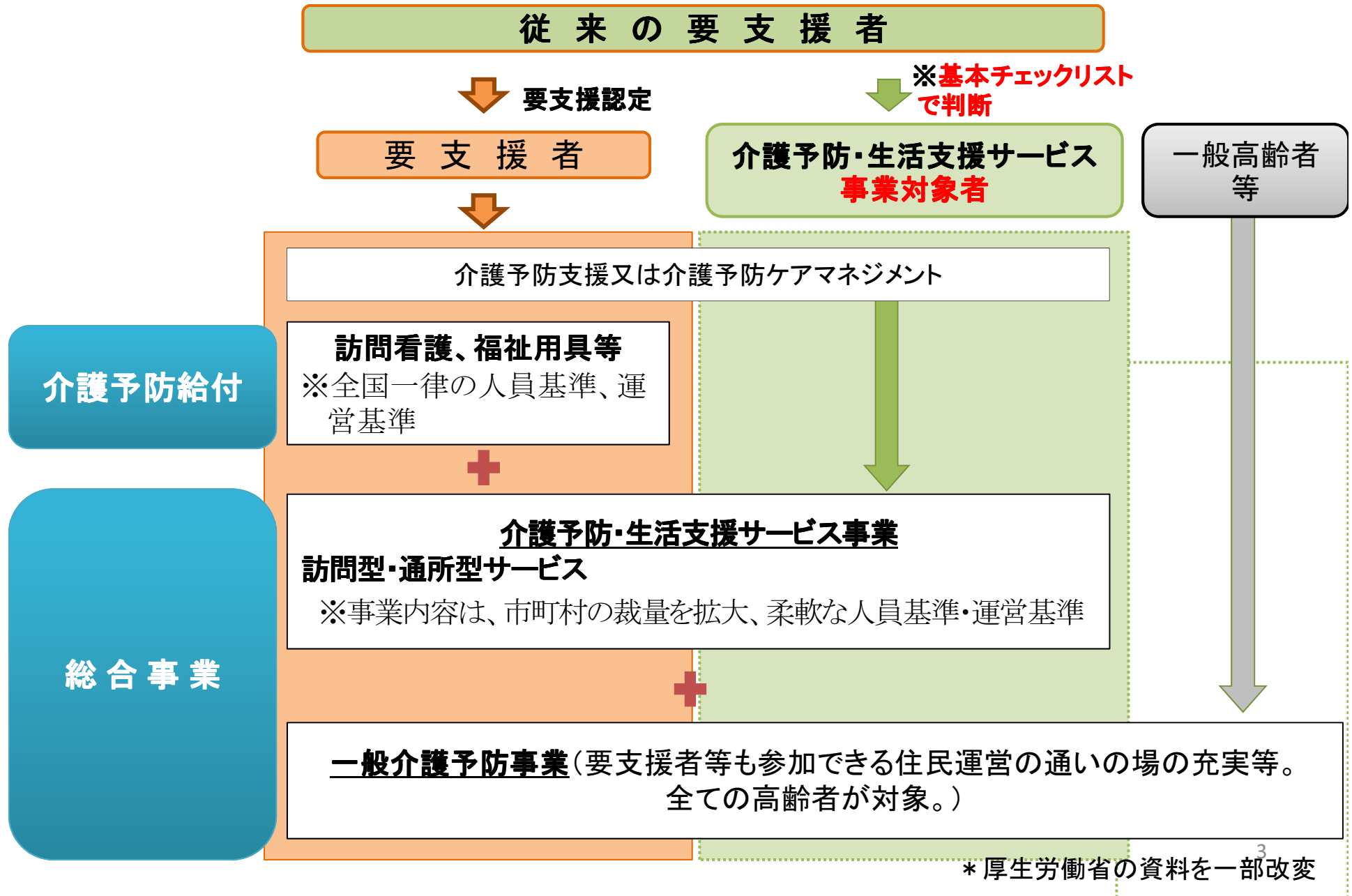
地域包括支援センター・

居宅介護支援事業所説明会資料

総合事業の概要

- **訪問介護・通所介護以外のサービス**（訪問看護、福祉用具等）は、**引き続き介護予防給付**によるサービス提供を継続。
 - **地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメント**に基づき、**総合事業**（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと**介護予防給付のサービス**（要支援者のみ）を**組み合わせる**。
 - **介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ**利用する場合は、**要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に**（**基本チェックリストで判断**）。
- ※ **第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。**

総合事業の概要(2)



要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行(介護予防・生活支援サービス事業)

- 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の**訪問介護、通所介護は、総合事業に移行**
- その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
 - ・訪問リハビリテーション
 - ・通所リハビリテーション
 - ・短期入所療養介護
 - ・居宅療養管理指導
 - ・特定施設入所者生活介護
 - ・短期入所者生活介護
 - ・訪問入浴介護
 - ・認知症対応型通所介護
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・認知症対応型共同生活介護
 - ・福祉用具貸与
 - ・福祉用具販売
 - ・住宅改修
- など

訪問介護、通所介護
について事業へ移行

従来通り
予防給付で行う

新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

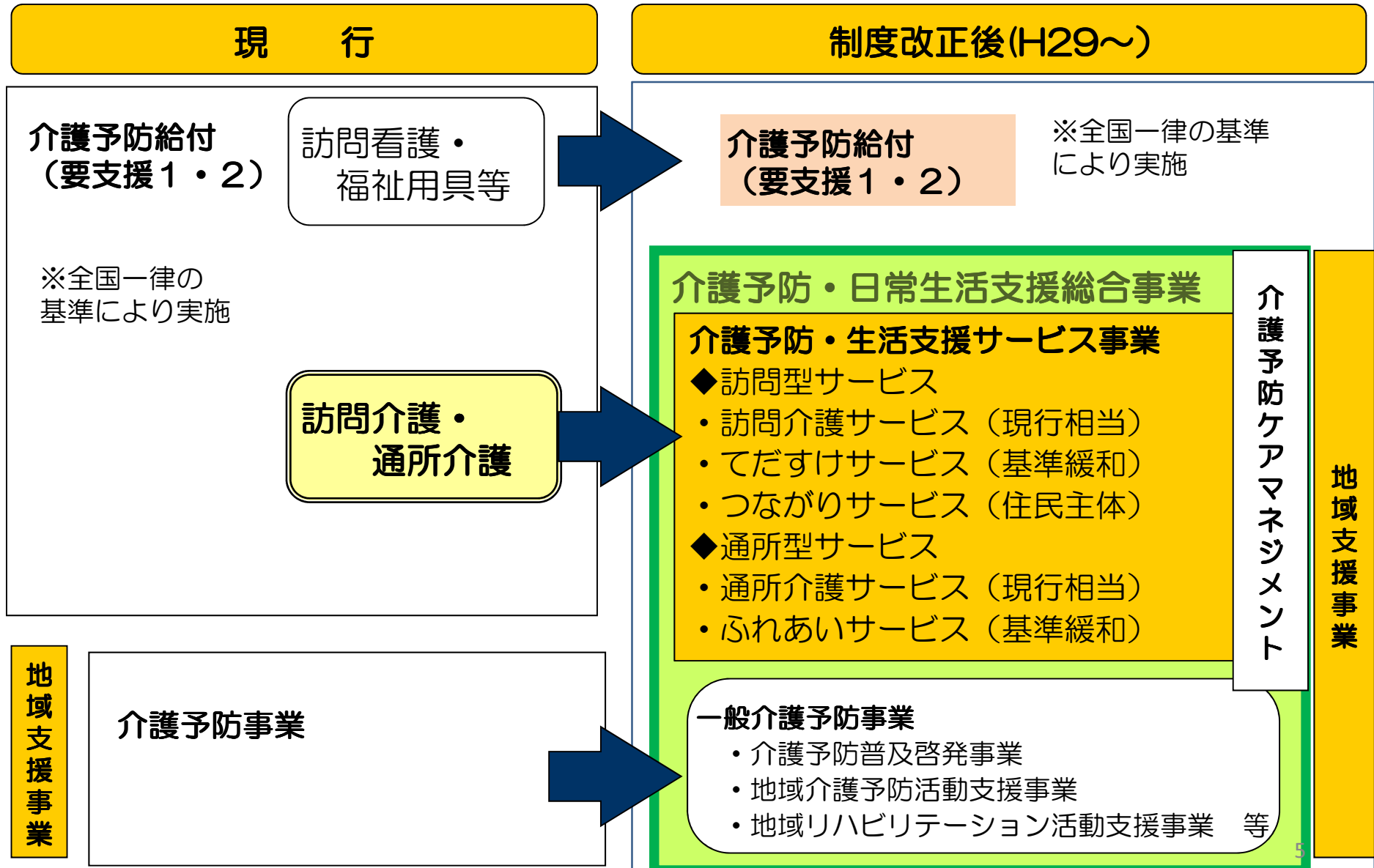
- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

- ・多様な担い手による生活支援
- ・ミニデイなどの通いの場
- ・介護事業所による訪問型・通所型サービス

※多様な主体による多様なサービスの提供を推進
※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可

*厚生労働省の資料を一部改変

帯広市の介護予防・日常生活支援総合事業



総合事業の利用対象者

介護予防・生活支援サービス事業の対象者	①要介護認定で「 要支援1・2 」と認定された人 ②要介護認定を受けていない人で「 基本チェックリスト 」により「 事業対象者 」と判定された人
一般介護予防事業の対象者	65歳以上の すべての高齢者 (第1号被保険者)

サービス利用の流れ

【65歳以上の人】

地域包括支援センターや帯広市役所介護保険課窓口にご相談します。

要介護(支援)認定を受けます

基本チェックリストを受けます

要介護1~5

要支援1・2

非該当

事業対象者

非該当

【介護予防支援(ケアプラン)】

【介護予防ケアマネジメント(ケアプラン)】

介護給付サービス

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業

帯広市の 介護予防・生活支援サービス事業

帯広市の介護予防・生活支援サービス事業

帯広市では、**現行相当サービスを維持し、加えて**
市独自の基準緩和サービス等を3種類実施します。

種別	サービス名	説明
訪問型サービス	現行の介護予防訪問 介護相当サービス	訪問介護員等専門職による入浴の介助、身体整容、外出介助等の身体介護及び生活援助を提供する。
	基準緩和サービス	介護予防訪問介護よりも人員などを緩和した基準により、市が定める研修受講者等による生活援助を提供する。 (介護保険法に定められた生活援助)
	住民主体サービス	つながりサービス 主にサービス提供者の介護予防の視点を持ち、住民等が主体の自主活動として行う生活支援を提供する。 (買い物代行、ゴミ出し、電球の交換、階段の掃除 等)
通所型サービス	現行の介護予防通所 介護相当サービス	必要な日常生活の世話及び機能訓練を組合せて提供し、日常生活機能の維持又は向上を図るサービスを提供する。 (機能訓練やレクリエーション等、送迎及び入浴)
	基準緩和サービス	ふれあいサービス 少人数を対象とし、社会参加の機会を設けることにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活機能の維持又は向上を図るサービスを提供する。(主に機能訓練等)

訪問型サービス

サービス名	訪問介護サービス	てだすけサービス	つながりサービス
種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	住民主体サービス
事業主体	法人		団体、NPO法人等
提供するサービス	身体介護及び生活援助	生活援助 (介護保険法で認められるもの)	介護保険法で認められない生活支援を短時間(15分以内)で提供 [買い物代行、ごみ出し、電球の交換、階段の掃除等]
事業所の指定等	事業者指定方式		団体の登録方式
人員基準等	管理者 :常勤・専従1以上 (支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	管理者 :常勤・専従1以上 (支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	特になし
	サービス提供責任者 :常勤の訪問介護職員等のうち利用者40人に1人以上 [資格要件:介護福祉士等]	サービス提供責任者 :訪問介護職員等のうち1人以上 [資格要件:介護福祉士、初任者研修修了者、市が定める研修受講者等]	
	訪問介護員 :常勤換算2.5以上 [資格要件:介護福祉士、初任者研修修了者等]	訪問介護員 :市が定める研修受講者又は65歳以上の介護福祉士、初任者研修修了者等を常勤換算で1名以上(*3年間の猶予あり) [資格要件:介護福祉士、初任者研修修了者、市が定める研修受講者等]	

訪問型サービス

	訪問介護サービス	てだすけサービス	つながりサービス																
基本報酬単価 (1単位10円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>包括報酬(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>1,168単位</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>2,335単位</td> </tr> <tr> <td>週2回以上</td> <td>3,704単位</td> </tr> </tbody> </table>		包括報酬(月)	週1回	1,168単位	週2回	2,335単位	週2回以上	3,704単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>包括報酬(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>1,024単位</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>2,047単位</td> </tr> <tr> <td>週2回以上</td> <td>3,247単位</td> </tr> </tbody> </table>		包括報酬(月)	週1回	1,024単位	週2回	2,047単位	週2回以上	3,247単位	サービス提供者(NPO法人等)における設定
	包括報酬(月)																		
週1回	1,168単位																		
週2回	2,335単位																		
週2回以上	3,704単位																		
	包括報酬(月)																		
週1回	1,024単位																		
週2回	2,047単位																		
週2回以上	3,247単位																		
加算・減算	現行の介護予防訪問介護と同じ体系	初回加算(175単位) 介護職員処遇改善加算、 事業所と同一建物利用者等減算は、現行と同様に算定	サービス事業者の規約に基づく																
請求の方法	国保連経由		利用者がサービス事業者に直接支払う																

訪問型サービス

	訪問介護サービス	てだすけサービス	つながりサービス
サービス提供の頻度	ケアプランに基づく利用週1～2回程度		利用者からの希望や生活環境等に応じ、ケアプラン及びサービス計画の中で柔軟に設定
サービス提供時間	ケアプランで必要とされた内容の実施に必要な時間 (介護予防訪問介護の考え方と同じ)		15分以内でサービス事業者の規約に基づく
個別サービス計画	作成		任意
ケアプラン	介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント(総合事業のサービスのみ利用)		
サービス担当者会議への連携	あり		なし
利用者負担	1割又は2割(基準は、現行介護保険制度と同様)		300円以内でサービス事業者の規約に基づく
限度額管理の有無	あり		なし
サービス提供者(想定)	既存の介護予防訪問介護事業所等		NPO法人、地域団体、ボランティア団体等 ¹²

市が定める研修受講者

○旧ヘルパー3級に相当する50時間程度の研修を受講した者。

* 同程度の研修受講については相談に応じる

○研修は平成29年度実施予定。

詳細は今後、帯広市ホームページ上で情報提供していきます。

通所型サービス

サービス名	通所介護サービス	ふれあいサービス
種別	現行相当サービス	基準緩和サービス
事業主体	法人	法人、団体、個人事業者等
提供するサービス	必要な日常生活の世話及び機能訓練を組合せて提供[機能訓練やレクリエーション等、送迎及び入浴](介護予防通所介護と同じ)	少人数を対象とした、社会参加の機会(主に機能訓練等)
事業所の指定等	事業者指定方式	
人員基準等	管理者 :常勤・専従1以上 (支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	管理者 :常勤・専従1以上 (支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)
	生活相談員 :専従1人以上 [資格要件:介護福祉士等]	—
	看護職員 :1人以上 (定員10名以下の場合には不要) [資格要件:看護師等]	—
	介護職員 :利用者15人まで専従1人以上 (15人以上は、1人を増すごとに0.2名)	介護職員 :専従1人以上
	機能訓練指導員 :1人以上 [資格要件:理学療法士等]	機能訓練指導員 :1人以上 (兼務を行う同一事業所の他の職務に係る常勤換算上も、勤務時間として算入することができる) [資格要件:理学療法士等]

通所型サービス

	通所介護サービス	ふれあいサービス																												
基本報酬単価 (1単位10円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1・事業対象者</td> <td>1,647単位/月</td> </tr> <tr> <td>要支援1・事業対象者(入浴無し)</td> <td>1,447単位/月</td> </tr> <tr> <td>要支援1・事業対象者(送迎無し)</td> <td>1,271単位/月</td> </tr> <tr> <td>要支援1・事業対象者 (入浴・送迎無し)</td> <td>1,071単位/月</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>3,377単位/月</td> </tr> <tr> <td>要支援2(入浴無し)</td> <td>2,977単位/月</td> </tr> <tr> <td>要支援2(送迎無し)</td> <td>2,625単位/月</td> </tr> <tr> <td>要支援2(入浴・送迎無し)</td> <td>2,225単位/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 同一敷地内送迎減算が該当になる場合は、送迎ありの単価を使用</p>		月額報酬	要支援1・事業対象者	1,647単位/月	要支援1・事業対象者(入浴無し)	1,447単位/月	要支援1・事業対象者(送迎無し)	1,271単位/月	要支援1・事業対象者 (入浴・送迎無し)	1,071単位/月	要支援2	3,377単位/月	要支援2(入浴無し)	2,977単位/月	要支援2(送迎無し)	2,625単位/月	要支援2(入浴・送迎無し)	2,225単位/月	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>750単位/月</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>1,547単位/月</td> </tr> <tr> <td>入浴加算</td> <td>50単位/回</td> </tr> <tr> <td>送迎加算</td> <td>47単位/回</td> </tr> </tbody> </table>		月額報酬	要支援1	750単位/月	要支援2	1,547単位/月	入浴加算	50単位/回	送迎加算	47単位/回
	月額報酬																													
要支援1・事業対象者	1,647単位/月																													
要支援1・事業対象者(入浴無し)	1,447単位/月																													
要支援1・事業対象者(送迎無し)	1,271単位/月																													
要支援1・事業対象者 (入浴・送迎無し)	1,071単位/月																													
要支援2	3,377単位/月																													
要支援2(入浴無し)	2,977単位/月																													
要支援2(送迎無し)	2,625単位/月																													
要支援2(入浴・送迎無し)	2,225単位/月																													
	月額報酬																													
要支援1	750単位/月																													
要支援2	1,547単位/月																													
入浴加算	50単位/回																													
送迎加算	47単位/回																													
加算・減算	現行の介護予防通所介護と同じ体系	なし																												
請求の方法	国保連経由																													

通所型サービス

	通所介護サービス	ふれあいサービス
サービス提供の頻度	ケアプランに基づく利用、週1～2回程度	
個別サービス計画	作成	
ケアプラン	介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント(総合事業のサービスのみ利用)	
サービス担当者会議への連携	あり	
利用者負担	1割又は2割(基準は、現行介護保険制度と同様)	
限度額管理の有無	あり	
サービス提供者(想定)	既存の介護予防通所介護事業所等	整骨院等

支給限度額・利用者負担割合

	支給限度額(1か月)
事業対象者	5,003単位/月
要支援1	
要支援2	10,473単位/月

- 利用者負担割合は、**給付と同じ**とする。
1割負担、又は2割負担(一定以上所得者)

サービスの併用利用について

- 同種のものとは併用できません

訪問型サービス	訪問介護サービス	てだすけサービス	つながりサービス
訪問介護サービス		×	○
てだすけサービス	×		○
つながりサービス	○	○	

通所型サービス	通所介護サービス	ふれあいサービス
通所介護サービス		×
ふれあいサービス	×	

事業対象者、基本チェックリスト、 介護予防ケアマネジメントについて

事業対象者について①

1 【要介護(支援)認定を省略できる】

総合事業のサービスのみを利用する場合は、要介護(支援)認定を省略して**基本チェックリスト**を用いて**事業対象者**とし、**迅速なサービスの利用**が可能。

2 【有効期限がない】

事業対象者には**有効期限がなく**、更新手続は不要。

要介護または要支援認定になるまで「事業対象者」として総合事業のサービスのみを利用することができる。

- 事業対象者となった後や、総合事業のサービスのみを利用し始めた後も、必要な時は要介護(支援)認定の申請が可能。

事業対象者について②

総合事業利用希望者に説明し、**選択のもと**、基本チェックリストを実施。

○「基本チェックリスト判定による該当結果」のみでは「事業対象者」と認定されない。同時に介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出があって「事業対象者」と認定される。

○事業対象者には、「事業対象者」の被保険者証や負担割合証が発行され、総合事業のサービスのみの利用が可能となる。

「事業対象者」が利用できるサービス

- 総合事業のサービスの**み**が利用できる。
- 総合事業のサービス以外の**予防給付や介護給付の利用はできない**ので、予防給付や介護給付が必要な場合は、従来どおり認定申請による要介護・要支援認定が必要。
- 2号被保険者は**「事業対象者」となることができない**ので、従来どおり認定申請による要介護・要支援認定が必要。

要支援者等を「事業対象者」に変更する場合の注意点

- 要支援者は総合事業のサービスを利用できるため、必ずしも「事業対象者」手続を行う必要はない。
- 要支援者が認定更新申請を行わずに「事業対象者」の手続を行い、認定有効期間終了後、「事業対象者」として引き続き総合事業サービスのみを利用することは可能だが、認定有効期間中に「事業対象者」となることはできない。
- 「事業対象者」の手続き後、状態の変化等で介護給付や予防給付を利用する場合には、改めて要介護（要支援）認定申請による要介護（要支援）認定が必要になる。

基本チェックリストの実施について

- 原則、**地域包括支援センター**が実施する。

* 居宅介護支援事業所が担当している利用者が、基本チェックリスト実施によるサービス利用を希望された場合は、居宅介護支援事業所が基本チェックリストを実施することも可能。

- 基本チェックリストの質問項目及び基準は、改正前の**二次予防事業対象者の把握**として利用していたものと同じ。

基本チェックリスト

質問項目	回答	事業対象者に該当する基準	
1 バスや電車で1人で外出していますか	0. はい 1. いいえ	運動機能の低下 3 項目以上に該当	複数の項目に支障 10項目以上に該当
2 日用品の買物をしていますか	0. はい 1. いいえ		
3 預貯金の出し入れをしていますか	0. はい 1. いいえ		
4 友人の家を訪ねていますか	0. はい 1. いいえ		
5 家族や友人の相談にのっていますか	0. はい 1. いいえ		
6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい 1. いいえ		
7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい 1. いいえ		
8 15分位続けて歩いていますか	0. はい 1. いいえ		
9 この1年間に転んだことがありますか	1. はい 0. いいえ		
10 転倒に対する不安は大きいですか	1. はい 0. いいえ		
11 6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい 0. いいえ	口腔機能の低下 2項目以上に該当	
12 BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)			
13 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい 0. いいえ		
14 お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい 0. いいえ	閉じこもり No.16に該当	
15 口の渇きが気になりますか	1. はい 0. いいえ		
16 週に1回以上は外出していますか	0. はい 1. いいえ	認知機能の低下 1項目以上に該当	
17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい 0. いいえ		
18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい 0. いいえ		
19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい 1. いいえ	うつ病の可能性 2項目以上に該当	
20 今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい 0. いいえ		
21 (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい 0. いいえ		
22 (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい 0. いいえ		
23 (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい 0. いいえ		
24 (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だとは思えない	1. はい 0. いいえ		
25 (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい 0. いいえ		

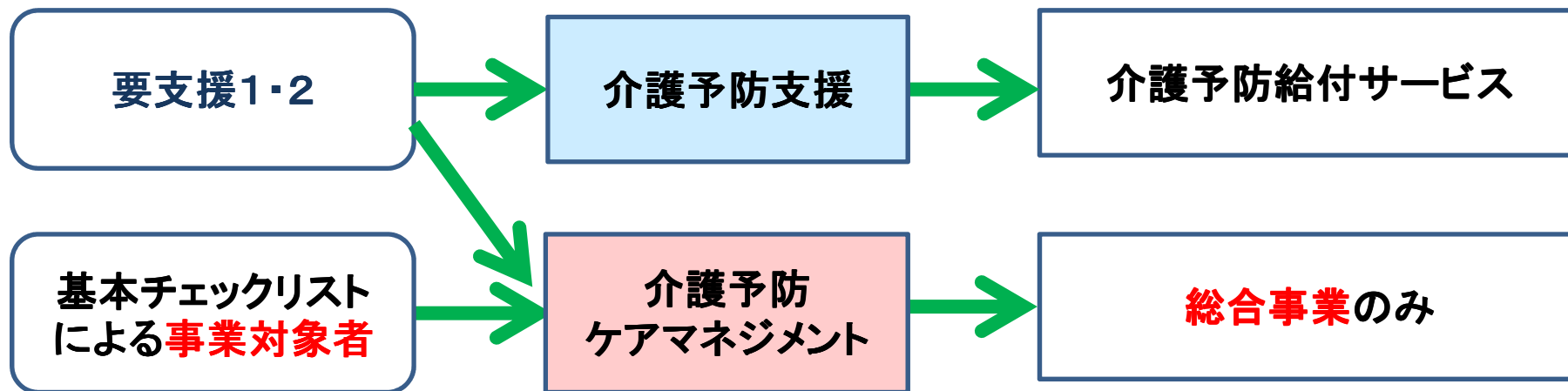
【※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が、18.5未満の場合に計上してください】

介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

【介護予防ケアマネジメントとは】

介護予防ケアマネジメントは、**要支援者等**から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他状況に応じて、その選択に基づき、**訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防や市町村の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め**、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業とする。

(地域支援事業実施要綱より)



介護予防ケアマネジメントの種類

種類	説明
ケアマネジメントA	<p>介護予防支援と同様のケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問型サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護サービス（現行相当） ・ てだすけサービス（基準緩和） ○通所型サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護サービス（現行相当） ・ ふれあいサービス（基準緩和） <p style="text-align: right;">のみを利用する場合に実施</p> <p>* 予防給付を利用する場合は、介護予防支援を実施。</p>
ケアマネジメントC	<p>基本的にサービス利用開始時のみ行うケアマネジメント</p> <p>* ケアマネジメントを実施した結果、利用者本人が自身の状況、目標の達成等を確認し、以下のサービスを利用する場合に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問型サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ つながりサービス（住民主体） ○一般介護予防事業 等 <p>* 現行相当、基準緩和サービス及び予防給付を利用する場合はケアマネジメントAを実施。</p>

介護予防ケアマネジメントの流れ、報酬

	4月	5月	6月	7月
ケアマネジメントA 430単位／月 ＊初回加算 300単位／月 ＊介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位／月				
ケアマネジメントC 430単位／月 ＊初回加算 300単位／月				

サービス利用している間は
毎月算定される。

介護予防ケアマネジメント
実施(開始)月のみ算定

介護予防ケアマネジメントの実施

○介護予防支援と同様の考え方

- 介護予防ケアマネジメントの担当者は、原則、地域包括支援センターとする。
ただし、指定居宅介護支援事業所に委託することも可能。

今後のスケジュール

- ・12月中 帯広市ホームページに総合事業内容、説明会資料等を掲載
- ・平成29年1月下旬～ 市民向け地域説明会開催
- ・1月下旬 介護予防ケアマネジメント及び基本チェックリストマニュアルを市HPに掲載
- ・1月下旬 平成29年4月認定更新者への更新勧奨郵送
- ・3月 広報紙で総合事業について市民周知